

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年7月31日

【発行者名】 ジャパン・ファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ
(JAPAN FUND MANAGEMENT (LUXEMBOURG) S.A.)

【代表者の役職氏名】 取締役 堀江 徹
取締役 影山 裕

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国、ミュンスバッハ L - 5365、
ガブリエル・リップマン通り 1 B
(1B, Rue Gabriel Lippmann L-5365 Munsbach, Grand Duchy of
Luxembourg)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 中野 春芽

【代理人の住所又は所在地】 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 中野 春芽
弁護士 橋本 雅行

【連絡場所】 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03(6888)1000

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】 外貨建マネー・マーケット・ファンド（GAIKADATE MONEY MARKET FUND）

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券の金額】 米ドル・ポートフォリオ受益証券（U.S. DOLLAR PORTFOLIO）は20億米
ドル（約2,365億円）、英ポンド・ポートフォリオ受益証券（STERLING
POUND PORTFOLIO）は10億英ポンド（約1,783億円）をそれぞれ上限とす
る。
（注1）米ドルおよび英ポンドの円貨換算は、平成27年1月30日現在の株式会社三
菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝118.25円およ
び1英ポンド＝178.29円）による。
（注2）ユーロ・ポートフォリオは、平成26年6月2日付で償還された。

【縦覧に供する場所】 該当事項なし。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出いたしましたので、平成27年3月31日に提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を新たな情報により追加・訂正するため、また記載事項のうち訂正すべき事項がありますのでこれを訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

なお、本訂正届出書の記載事項のうち外貨数字の円換算については、直近の為替レートを用いておりますので、訂正前の換算レートとは異なっております。

2【訂正の内容】

（１）半期報告書に係る訂正

半期報告書を提出したことによる原届出書の訂正内容は、以下のとおりです。

原届出書の下記事項については、半期報告書の記載内容*と同一内容に更新または追加されます。

原届出書		半期報告書		訂正の方法
第二部 ファンド情報	(3) ファンドの仕組み			
第 1 ファンドの状況	管理会社の概要	4 管理会社の概況	(1) 資本金の額	更新
1 ファンドの性格	() 資本金の額			
5 運用状況	(1) 投資状況	1 ファンドの運用状況	(1) 投資状況	更新
	(3) 運用実績		(2) 運用実績	更新 / 追加
	(4) 販売及び買戻しの実績	2 販売及び買戻しの実績		追加
第 3 ファンドの経理状況		3 ファンドの経理状況		追加
1 財務諸表				
第三部 特別情報				
第 1 管理会社の概況	(1) 資本金の額	4 管理会社の概況	(1) 資本金の額	更新
1 管理会社の概況			(2) 事業の内容及び営業の状況	更新
2 事業の内容及び営業の概況				
3 管理会社の経理状況		5 管理会社の経理の概況		更新
5 その他	(3) 訴訟事件その他の重要事項	4 管理会社の概況	(3) その他	追加

* 半期報告書の記載内容は、以下のとおりです。

[次へ](#)

1 ファンドの運用状況

ジャパン・ファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ（以下「管理会社」という。）が管理する外貨建マネー・マーケット・ファンド（Gaikadate Money Market Fund）（以下「トラスト」という。）の運用状況は、以下のとおりである。トラストはサブ・ファンドである米ドル・ポートフォリオおよび英ポンド・ポートフォリオから成る（以下、各サブ・ファンドを「ファンド」といい、各ファンド受益証券を「ファンド証券」という。）。

（１）投資状況

資産別および地域別の投資状況

米ドル・ポートフォリオ

（2015年5月末日現在）

資産の種類	国名	時価合計 (米ドル)	投資比率 (%)
ユーロ・コマーシャル・ペーパー	オーストラリア	89,929,604.52	14.86
	ドイツ	49,965,042.82	8.26
	イギリス	42,470,435.16	7.02
	アメリカ合衆国	39,983,441.55	6.61
譲渡可能定期預金証書	イギリス	154,922,108.41	25.60
小計		377,270,632.46	62.34
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		227,903,759.37	37.66
合計		605,174,391.83 (約74,878百万円)	100.00

英ポンド・ポートフォリオ

（2015年5月末日現在）

資産の種類	国名	時価合計 （英ポンド）	投資比率 （％）
ユーロ・コマーシャル・ペーパー	オーストラリア	2,995,503.90	17.08
	イギリス	2,498,753.14	14.25
	ドイツ	1,499,786.55	8.55
譲渡可能定期預金証書	イギリス	4,495,749.87	25.63
小計		11,489,793.46	65.51
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		6,048,552.35	34.49
合計		17,538,345.81 （約3,325百万円）	100.00

（注１）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。以下同じ。

（注２）米ドルおよび英ポンドの円貨換算は、特に記載がない限り、便宜上、平成27年5月29日現在の株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（１米ドル＝123.73円および１英ポンド＝189.57円）による。以下同じ。

（注３）トラストは、ルクセンブルグ法に基づいて設定されているが、米ドル・ポートフォリオおよび英ポンド・ポートフォリオの受益証券はそれぞれ米ドル建ておよび英ポンド建てのため、以下の金額表示は別段の記載がない限り各ファンドの基準通貨をもって行う。

（注４）本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してある。従って、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算の上、必要な場合四捨五入してある。従って、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。

（２）運用実績

純資産の推移

2015年５月末日までの１年間における各月末の純資産の推移は、以下のとおりである。

米ドル・ポートフォリオ

	純資産総額		１口当たりの純資産価格	
	千米ドル	百万円	米ドル	円
2014年６月末日	683,638	84,587	0.01	1
７月末日	708,551	87,669	0.01	1
８月末日	689,288	85,286	0.01	1
９月末日	667,668	82,611	0.01	1
10月末日	664,281	82,191	0.01	1
11月末日	652,014	80,674	0.01	1
12月末日	647,215	80,080	0.01	1
2015年１月末日	648,140	80,194	0.01	1
２月末日	645,726	79,896	0.01	1
３月末日	633,294	78,357	0.01	1
４月末日	621,219	76,863	0.01	1
５月末日	605,174	74,878	0.01	1

英ポンド・ポートフォリオ

	純資産総額		１口当たりの純資産価格	
	千英ポンド	百万円	英ポンド	円
2014年６月末日	21,963	4,164	0.01	2
７月末日	21,626	4,100	0.01	2
８月末日	21,138	4,007	0.01	2
９月末日	20,071	3,805	0.01	2
10月末日	18,769	3,558	0.01	2
11月末日	18,290	3,467	0.01	2
12月末日	18,045	3,421	0.01	2
2015年１月末日	18,589	3,524	0.01	2
２月末日	18,517	3,510	0.01	2
３月末日	18,126	3,436	0.01	2
４月末日	17,895	3,392	0.01	2
５月末日	17,538	3,325	0.01	2

分配の推移

ファンド証券の１口当たりの純資産価格を米ドル・ポートフォリオおよび英ポンド・ポートフォリオについて、それぞれ0.01米ドルおよび0.01英ポンドに維持するために必要な額の分配を日々宣言している。毎月最終の取引日に、（取引日の直前の日（当該日を含む。）までに）発生済・未払いのすべての分配金（分配金に関してルクセンブルグおよび／または受益者の居住する国において支払われる源泉税およびその他の租税（もしあれば）の控除後）は当該最終取引日の直前の日に決定された当該ファンドの１口当たりの純資産価格で当該ファンドのファンド証券を発行するために再投資されている。

下記は2015年５月末日までの１年間における前月最終営業日から各月最終営業日前日まで保有した場合に再投資された月次分配金（源泉課税後）の額を表示した。

	米ドル・ポートフォリオ	英ポンド・ポートフォリオ
最終営業日	100口当たり分配金累計（源泉課税後）	
	米ドル	英ポンド
2014年６月30日	0.000056	0.000133
７月31日	0.000052	0.000130
８月28日	0.000050	0.000123
９月30日	0.000058	0.000145
10月31日	0.000054	0.000136
11月30日	0.000053	0.000137
12月29日	0.000056	0.000154
2015年１月29日	0.000053	0.000136
２月26日	0.000052	0.000133
３月30日	0.000066	0.000150
４月28日	0.000072	0.000145
５月28日	0.000070	0.000142

2015年５月末日までの１年間における上記月次分配金の単純合計は、以下のとおりである。

	米ドル・ポートフォリオ	英ポンド・ポートフォリオ
	100口当たり分配金累計（源泉課税後）	
	米ドル	英ポンド
2014年６月 - 2015年５月	0.000692	0.001664

収益率の推移

	収益率（注）	
	米ドル・ポートフォリオ	英ポンド・ポートフォリオ
2014年6月1日 - 2015年5月31日	0.0692%	0.1664%

（注）ファンドは、純資産価格について変動がないため、本書に開示の収益率は、2015年5月末日までの1年間における月次分配金の累計額を用いて、以下の計算式により算出された。なお、収益率の計算に際し用いた分配金は、源泉徴収税を控除したものである。

$$\text{収益率（％）} = 100 \times (\text{a} - \text{b}) / \text{b}$$

a = 2015年5月31日の1口当たり純資産価格（当該期間の分配金の合計額を加えた額）

b = 当該期間の直前の日の1口当たり純資産価格（分配額の額）

2 販売及び買戻しの実績

2015年5月末日までの1年間における販売および買戻しの実績ならびに2015年5月末日現在の発行済口数は、以下のとおりである。

米ドル・ポートフォリオ

販売口数	買戻し口数	発行済口数
84,574,276,228 (84,574,276,228)	91,524,650,708 (91,524,650,708)	60,517,439,183 (60,517,439,183)

英ポンド・ポートフォリオ

販売口数	買戻し口数	発行済口数
280,820,942 (280,820,942)	777,708,310 (777,708,310)	1,753,834,581 (1,753,834,581)

（注）（ ）の数は本邦内における販売・買戻しおよび発行済口数である。

[次へ](#)

3 ファンドの経理状況

- a．ファンドの日本文の中間財務書類は、ルクセンブルグにおける諸法令および一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文の中間財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）
ファンドの日本文の中間財務書類は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項ただし書の規定に準拠して作成されている。
- b．ファンドの中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けていない。
- c．ファンドの原文の中間財務書類は、それぞれ下記の通貨で表示されている。
- 1）米ドル・ポートフォリオ＝米ドル
 - 2）英ポンド・ポートフォリオ＝英ポンド

日本文の中間財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、下記に掲げた各通貨の株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行の平成27年5月29日現在における対顧客電信売買相場の仲値を使用して換算された円換算額が併記されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

1 米ドル＝123.73円

1 英ポンド＝189.57円

（１）資産及び負債の状況

外貨建マネー・マーケット・ファンド

契約型投資信託

連結純資産計算書

2015年４月30日現在

（単位：サブ・ファンドの通貨および米ドル）

		米ドル・ポートフォリオ		英ポンド・ポートフォリオ		連結	
	注	米ドル	千円	英ポンド	千円	米ドル	千円
資産							
投資有価証券時価評価額	2.3	400,277,169	49,526,294	10,989,701	2,083,318	416,943,051	51,588,364
投資有価証券取得原価		400,141,105	49,509,459	10,983,013	2,082,050	416,796,844	51,570,274
現金預金		221,213,616	27,370,761	6,921,392	1,312,088	231,709,907	28,669,467
未収銀行利息		30,469	3,770	163	31	30,716	3,800
前払費用		4,359	539	123	23	4,545	562
資産合計		621,525,613	76,901,364	17,911,379	3,395,460	648,688,219	80,262,193
負債							
未払管理報酬および A I F M報酬	4	18,279	2,262	1,017	193	19,822	2,453
未払投資運用報酬	5	45,350	5,611	3,053	579	49,979	6,184
未払専門家報酬		28,564	3,534	977	185	30,046	3,718
未払保管報酬	6	12,527	1,550	697	132	13,584	1,681
未払販売会社報酬	7	91,392	11,308	5,088	965	99,108	12,263
未払発行税	8	5,177	641	144	27	5,395	668
その他の未払金		105,385	13,039	5,901	1,119	114,334	14,147
負債合計		306,674	37,945	16,877	3,199	332,268	41,112
純資産		621,218,939	76,863,419	17,894,502	3,392,261	648,355,951	80,221,082
発行済受益証券		62,121,893,883口		1,789,450,221口			
1口当たり純資産価格		0.01米ドル	1円	0.01英ポンド	2円		

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

外貨建マネー・マーケット・ファンド

契約型投資信託

統計情報

	2015年4月30日終了期間		2014年10月31日終了年度		2013年10月31日終了年度	
	米ドル	千円	米ドル	千円	米ドル	千円
米ドル・ポートフォリオ						
期末現在発行済受益証券口数	62,121,893,883	口	66,428,084,856	口	70,871,793,850	口
期末現在純資産総額	621,218,939	76,863,419	664,280,849	82,191,469	708,717,939	87,689,671
期末現在受益証券1口当たり 純資産価格	0.01	1 円	0.01	1 円	0.01	1 円
英ポンド・ポートフォリオ	英ポンド	千円	英ポンド	千円	英ポンド	千円
期末現在発行済受益証券口数	1,789,450,221	口	1,876,906,042	口	2,481,946,328	口
期末現在純資産総額	17,894,502	3,392,261	18,769,060	3,558,051	24,819,463	4,705,026
期末現在受益証券1口当たり 純資産価格	0.01	2 円	0.01	2 円	0.01	2 円

外貨建マネー・マーケット・ファンド

契約型投資信託

財務書類に対する注記

2015年4月30日現在

注1．概況

外貨建マネー・マーケット・ファンド（以下「ファンド」という。）は、ルクセンブルグの2010年12月17日法（改正済）のパート およびオルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年7月12日の法律（以下、本注記において「AIFM法」という。）の規定により規制されるオープン・エンドの契約型アンブレラ・ファンド（以下「契約型投資信託」という。）である。ファンドは、CESR - 10 - 049に定義される短期マネー・マーケット・ファンドとして運用される。

ファンドは、ルクセンブルグ法に基づき設立され、ミュンスバッハ L - 5365、ガブリエル・リップマン通り 1 Bに登記上の事務所を有し、AIFM法第2章に基づきファンドのオルタナティブ投資ファンド運用会社として行為する権限を付与された管理会社であるジャパン・ファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ（以下「JFML」という。）によって管理・運用される。2014年7月以降、管理会社の資本金は2,500,000ユーロであった。

ファンドは、1997年10月8日に効力を発生し、1997年11月10日にメモリアル C ルクイ・デ・ソシエテ・エ・アソシアション紙（以下「メモリアル」という。）に公告されたファンドの約款（以下「約款」という。）に従って管理・運用される。約款の変更に関する通知は、メモリアルにおいて、2014年9月18日に公告された。2015年4月1日に効力を発生した直近の総合約款は、商業登記簿（Registre de Commerce et des Sociétés）に届出が行われており、閲覧および複製を入手することができる。

2015年4月30日現在、外貨建マネー・マーケット・ファンドは、存続期限の定めなく設立されており、2つのサブ・ファンドを有している。

- 米ドル・ポートフォリオ、1997年10月9日付で運用開始
- 英ポンド・ポートフォリオ、1998年8月13日付で運用開始

2015年4月30日現在、ジャパン・ファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイは、以下のファンドの管理会社に任命されている。

- アラムコ・グローバル・ファンド
- DIAMファンド
- DLIBJオープン・ファンド
- 外貨建マネー・マーケット・ファンド
- グローバル・プロパティ・ポートフォリオ・ファンド
- コリア・プライム・ファンド
- みずほ・ファンド・シリーズ
- みずほ・グローバル・セレクトッド・アンブレラ・ユニット・トラスト（清算中）
- みずほTBファンド
- みずほ・アンブレラ・ユニット・トラスト
- NAMインベストメント・ファンド
- NAMアンブレラ・ファンド
- ニッコウAMインベストメント・トラスト（ルクセンブルグ）
- ニッコウAMワールド・ファンズ

- ヌーベル・エポック・アンブレラ・ファンド
- TMAアンブレラ・ファンド
- 東京マリン・ファンド
- トップマネジャー
- トップマネジャー・セレクション（清算中）

注２．重要な会計方針

2.1 財務書類の表示

本財務書類は、投資信託に関するルクセンブルグの規則に従って作成されている。

2.2 連結財務書類

連結純資産計算書、連結運用および純資産変動計算書は、個々のサブ・ファンドの純資産計算書および運用計算書の合計を表しており、期末現在の実勢為替レートで米ドルに換算されている。

2.3 有価証券への投資

各サブ・ファンドの組入証券は、これら有価証券の均等償却法に基づいて評価される。この評価方法は、証券を取得原価で評価し、以後証券の市場価格に与える金利変動の影響にかかわらず、割引額またはプレミアム分を満期に至るまで均等額で償却することを前提としている。この方法は、評価面での確実性を提供するものの、均等償却法によって決定される評価額がファンドが証券を売却した場合に受領する売却代金より高額であったり低額であったりする場合が生ずる結果となる。各ファンドの組入証券は、市場相場に基づき計算される純資産価格と均等償却法により計算される純資産価格との間の乖離を判定するため、管理会社によりまたは管理会社の指図の下に監視される。重大な希薄化またはその他の不公正な結果を投資者にもたらす可能性のある乖離が存在すると判定された場合、管理会社は、ファンドの英文目論見書に記載される調整的措置を行う。

2.4 外貨換算

サブ・ファンドの通貨以外の通貨建ての資産および負債は、期末現在の実勢為替レートでサブ・ファンドの通貨に換算されている。サブ・ファンドの通貨以外の通貨建ての収益および費用は、取引日における実勢為替レートでサブ・ファンドの通貨に換算されている。

サブ・ファンドの通貨以外の通貨建ての投資有価証券の取得原価は、購入日における実勢為替レートで換算されている。

外国為替取引における利益および損失は、当期の損益を決定する運用計算書および純資産変動計算書において認識される。

2.5 共通費の割当

各サブ・ファンドについて共通して発生した費用は、各サブ・ファンドの間で純資産に応じて比例配分される。

注３．2015年４月30日現在の為替レート

2015年４月30日現在、以下の換算レートが使用されている。

1 英ポンド	=	1.5165米ドル
1 日本円	=	0.0084037144米ドル

注４．管理報酬およびA I F M報酬

管理会社は、各ポートフォリオの純資産から、四半期毎に当該四半期中の各ポートフォリオの日々の平均純資産総額の最大年率0.06％で支払われる管理報酬（四半期毎に最低5,500米ドル（米ドル・ポートフォリオ）および3,300英ポンド（英ポンド・ポートフォリオ）を受領する権利を有する。

上記に記載の報酬は、目論見書に記載されているとおり、契約当事者間の書面による合意により随時変更されることがある。2015年４月30日に終了した会計期間に適用された平均料率は、以下のとおりである。

- 米ドル・ポートフォリオ	0.0112％
- 英ポンド・ポートフォリオ	0.0229％

注５．投資運用報酬

米ドル・ポートフォリオ

投資運用会社は、当該四半期中のサブ・ファンドの日々の純資産総額の平均額に基づき四半期毎に計算された、サブ・ファンドの資産から四半期毎に米ドルで後払いされる投資運用報酬を受領する権利を有する。

- 2 億米ドル以下	年率0.18％
- 2 億米ドル超 5 億米ドル以下	年率0.15％
- 5 億米ドル超 20億米ドル以下	年率0.10％
- 20億米ドル超	年率0.09％

英ポンド・ポートフォリオ

投資運用会社は、投資運用会社が当該報酬を受領する権利を放棄する場合を除いて、当該四半期中のサブ・ファンドの日々の純資産総額の平均額に基づき四半期毎に計算された、サブ・ファンドの資産から四半期毎に英ポンドで後払いされる投資運用報酬を受領する権利を有する。

- 1 億 2 千万英ポンド以下	年率0.18％
- 1 億 2 千万英ポンド超 3 億英ポンド以下	年率0.15％
- 3 億英ポンド超 12億英ポンド以下	年率0.10％
- 12億英ポンド超	年率0.09％

年間最低報酬を36,000英ポンドとする。

上記に記載の諸報酬は、目論見書に記載されているとおり、契約当事者間の書面による合意により随時変更されることがある。2015年４月30日に終了した会計期間に適用された平均料率は、以下のとおりである。

- 米ドル・ポートフォリオ	0.0266％
- 英ポンド・ポートフォリオ	0.0687％

注６．保管報酬

保管受託銀行は、四半期毎に支払われる各サブ・ファンドの日々の純資産総額の平均の最大で年率0.032%の保管報酬、ならびに最大で年率0.008%の監督報酬およびモニタリング報酬を受領する権利を有する。保管受託銀行が負担したすべての合理的な立替費用（電話、テレックス、電報および郵送料を含むがそれらに限定されない。）ならびにファンド資産の保管を委託された銀行および金融機関に対する報酬は、当該サブ・ファンドが負担する。

上記に記載の諸報酬は、目論見書に記載されているとおり、契約当事者間の書面による合意により随時変更されることがある。2015年4月30日に終了した会計期間に適用された平均料率は、以下のとおりである。

- 米ドル・ポートフォリオ保管報酬	0.0059%
- 米ドル・ポートフォリオ監督報酬およびモニタリング報酬	0.0015%
- 英ポンド・ポートフォリオ保管報酬	0.0122%
- 英ポンド・ポートフォリオ監督報酬およびモニタリング報酬	0.0031%

注７．販売会社報酬

日本における販売会社は、ファンド資産から、四半期毎に支払われる当該四半期中の各サブ・ファンドの日々の平均純資産総額の最大で年率0.30%の報酬を受領する権利を有する。販売会社間の配分は、当該販売会社により、関連する四半期中に販売された各サブ・ファンドの日々の発行済受益証券残高の平均に基づいて決定される。

上記に記載の報酬は、目論見書に記載されているとおり、契約当事者間の書面による合意により随時変更されることがある。2015年4月30日に終了した会計期間に適用された平均料率は、以下のとおりである。

- 米ドル・ポートフォリオ	0.0558%
- 英ポンド・ポートフォリオ	0.1145%

注８．税制

ファンドは課税上、ルクセンブルグの法律の対象となっている。ルクセンブルグにおいて現在施行されている法令により、ファンドは、当該四半期末日現在の純資産額に基づいて四半期毎に計算され、支払われる、年率0.01%の純資産額に対する年次税の対象となっている。

組入有価証券へのファンドの投資から生じる収益は、当該有価証券の発行国において源泉徴収される源泉税の対象となることがあり、かかる源泉税は必ずしも還付可能ではないことがある。

注９．分配金

管理会社は、各サブ・ファンドの１口当たり純資産額を、その投資方針において特定した金額に維持するために必要な額の分配金を毎日宣言することを意図している。各サブ・ファンドの発行済受益証券に関する分配金は、受益証券の支払日から（当日を含む。）当該受益証券の払戻日（当日を除く。）の期間について発生している。

毎月の最終取引日に、宣言・発生済（最終取引日の直前を含む当該日まで）および未払いのすべての分配金は、（ルクセンブルグおよび／または受益者関係諸国の分配金について支払われる源泉税およびその他の税金（もしあれば）を控除後）当該最終取引日の直前の取引日に決定される各サブ・ファンドの１口当たりの純資産価格で自動的に再投資され、これにつき当該サブ・ファンドの受益証券が発行される。

販売会社またはディーラーが受益者のために名義書換代行会社に指示を与える場合、再投資に代えて、小切手または銀行送金により、現金で上記最終取引日の翌取引日に支払われる。ただし、支払請求がなされた国において適用される外国為替管理法令に従うものとする。

注10．報酬補償

ファンドにより管理会社、投資運用会社、保管受託銀行および日本における代行協会員（以下「関係法人」という。）に支払われる報酬ならびにファンドにより他の取引相手方および／または業務提供者に対し支払われる報酬および費用は、ファンドの投資方針に詳述されたとおり、受益証券１口当たりの純資産価格を可能な限り一定に維持するため、関係法人間での書面による合意により、随時、当該関係法人により減額および／または費用負担されることがある。かかる報酬補償は、「その他の収益」の項目に計上されている。

注11．取引費用

2014年11月１日から2015年４月30日までの期間にファンドに発生した取引費用は、譲渡性のある証券、金融派生商品またはその他の適格資産の購入または買戻しに関連する。取引費用には、手数料、決済報酬、仲介報酬、保管取引報酬が含まれる。2014年11月１日から2015年４月30日までの期間に発生した取引費用は、以下のとおりである。

- | | |
|----------------|----------|
| - 米ドル・ポートフォリオ | 11.56米ドル |
| - 英ポンド・ポートフォリオ | 5.02英ポンド |

すべての取引費用が個別に識別可能なわけではない。

外貨建マネー・マーケット・ファンド

契約型投資信託

未監査情報

当期中、その非流動的な性質により特別な取決めの対象となっているＡＩＦの資産の比率は０％であった。

当期中、ＡＩＦの流動性の管理に関する新たな取決めはなかった。

報酬：

ＡＩＦＭ法の付属書２において記載される報酬総額の固定部分および変動部分については、通年の１会計年度の終了後に開示される。ＡＩＦＭ法第１２条に基づく報酬方針および報酬慣行に関する情報は、管理会社の登記上の事務所にて入手することができる。

レバレッジ

ＡＩＦＭ法に従い、２０１５年４月３０日（報告期間の最終日現在）のレバレッジ水準は、以下のとおりである。

	NAVに対する割合で示す、 コミットメント法に基づき 算出されるレバレッジ額	NAVに対する割合で示す、 グロス法に基づき算出される レバレッジ額
外貨建マネー・マーケット・ ファンド - 英ポンド・ ポートフォリオ	100	100
外貨建マネー・マーケット・ ファンド - 米ドル・ ポートフォリオ	100	100

現在のリスク特性

ＡＩＦの現在のリスク特性は、以下の表に要約されるとおりである。

ファンド名	主要な投資 戦略	評価 頻度	コミットメント・ レバレッジ		グロス・レバレッジ		市場 リスク	信用 リスク	取引相 手方リ スク	流動 性リ スク	オペレー ショナル・ リスク	評価 リスク
			コミットメ ント・レバ レッジ水準	上限（NAV に対する 割合 （％））	グロス・ レバレッジ 水準	上限（NAV に対する 割合 （％））						
外貨建マネー・ マーケット・ ファンド - 英ポンド・ ポートフォリオ	マネー・ マーケット 商品	毎日	100	125	100	120	低	低	低	中	低	低
外貨建マネー・ マーケット・ ファンド - 米ドル・ ポートフォリオ	マネー・ マーケット 商品	毎日	100	125	100	120	低	低	低	中	低	低

管理会社が当該リスクを管理するために採用しているリスク管理システム

J F M Lは、管理会社としての地位において、リスク管理がその中核業務であり、リスクに対するかかる姿勢により、各A I Fに影響を及ぼし得るすべての要因の潜在的なプラス面およびマイナス面を理解し管理する継続的な取組みが推進されることを十分に認識している。それにより、A I Fの全体的な投資目的の達成における成功の見込みが上昇し、失敗の見込みおよび不確実性が低下する。

管理会社は、リスク管理の重要性を認識しており、リスク管理をさらに重視し、以下のような方針を展開した。

- * 管理会社の事業の性質、規模および複雑性ならびに管理会社が実施するすべての活動に応じる方針。
- * 恒久的に機能し、適切に人材を配置する方針。
- * 定期的に評価および監視される方針。
- * 文化、慣行および組織または環境の変化を反映するために継続的に更新される方針。

リスク管理部門の役割

管理会社のリスク管理部門は、ポートフォリオ管理部門を含む運用ユニットから機能的かつ階層的に独立しているものとみなされる。リスク管理部門は、リスク管理を担当する管理会社のコンダクティング・オフィサーに直接報告を行う。リスク管理部門は、主に以下の3つの責任を負っている。

- ）各A I Fの全リスクおよび当該リスクの構成要素を評価および数値化すること。
- ）A I FをA I Fの目論見書にその概要が記載されるリスク特性と一致するよう確保するために適切とみなされる措置を講じるように、投資運用会社に通知すること。
- ）A I Fの目論見書に定義され、内部で合意されたリスクの上限および基準値を監視し、違反行為が生じた場合には是正措置を講じること。

システムおよびモデル

管理会社は、A I Fの詳細なリスク特性を毎日提供するため、独自のモデルおよびシステムと第三者のリスクモデルを併用している。リスク管理システムは、A I Fの全リスクおよび当該リスクをもたらす要因を評価することを追求する。リスク測定基準にはとりわけボラティリティおよびバリュー・アット・リスク（「V a R」）が含まれ、評価される要因には市場リスク、カンントリー・リスク、セクター・リスク、時価総額リスク、流動性リスク、取引相手方リスクおよびレバレッジ・リスクが含まれる。当該特性およびその他の主要なエクスポージャーは、リスク管理チームによって独自のアプリケーションを通じて監視されている。現在、リスク測定基準および内部モデルにより提供されるリスクモデルならびに標準のリスクおよび流動性に関する報告は、ポートフォリオのリスク測定基準を設定するために、独自の報告システムにより使用されている。管理会社の独自のシステムにより、市場環境に依拠する特別かつ特定のリスク分析を実施することができる。リスク管理部門は、様々な方法、取決めおよび（（平均日次売買高およびスプレッドを使用する）特定の流動性評価方法、一般的および例外的な流動性の条件下でのシナリオテストおよびストレステスト、ならびに例えば大量の買戻しが発生した場合の資金流動性リスクなどのその他の流動性リスク指標などの）流動性リスク要因を用いて流動性リスクを判断および評価する。

また、管理会社は、そのリスク評価方法を、総合的かつリスクに適したストレステスト・プログラムで補充している。ストレステストは日々実施されている。ストレステスト・プログラムは、関連する市場のパラメーターの予期せぬ変化によってA I Fの価値が大幅に下落する可能性を評価することを目的としている。ストレステストは、A I Fの価値または価値の変動に相当の影響を及ぼし得るあらゆるリスクを対象としている。最後に、モデルの適切性およびリスク管理システムの適切なパラメーター化について検証するため、バックテストが定期的に実施される。

リスク管理方針

管理会社は、管理会社が運用するA I Fが晒されるまたは晒されることがあるすべてのリスクを見極める、適切かつ文書化されたリスク管理方針を確立し、実施し、また、維持している。リスク管理方針は、管理会社が運用する各A I Fの市場リスク、流動性リスク、取引相手方リスクおよび運用する各A I Fに重大な影響を及ぼすことがあるその他の関連するすべてのリスク（オペレーショナル・リスクを含む。）

を評価できるようにするために必要な手続で構成されている。リスク管理方針は、（ ）一般のおよび例外的な流動性の条件下でA I Fの流動性リスクを評価および監視するための方法、手段および取決め（定期的実施される流動性ストレステストの使用を含む。）、（ ）管理会社におけるリスク管理に関する責任配分、（ ）各A I Fについて設定されたリスク特性およびリスク制限、ならびに（ ）常設のリスク管理部門による報告の条件、内容、頻度および宛先ならびにその独立性を確保し、その職務によって生じる可能性のある利益相反を管理するための保護措置について詳述したものである。

レバレッジ

2014年11月1日から2015年4月30日まで、レバレッジの限度に変更はなかった。

重要な変更

2014年11月1日から2015年4月30日まで、重要な変更はなかった。

(2) 投資有価証券明細表等

外貨建マネー・マーケット・ファンド

契約型投資信託

米ドル・ポートフォリオ

投資有価証券明細表

2015年4月30日現在

(単位:米ドル)

額面	銘柄	通貨	取得原価 (米ドル)	時価 (米ドル)	時価の対 純資産比率 (%)
金融市場商品					
コマーシャル・ペーパー					
オーストラリア					
40,000,000	CREDIT SUISSE (SYDNEY BRANCH) (USD) CP 17/08/15	米ドル	39,964,498	39,968,539	6.43
	オーストラリア合計		39,964,498	39,968,539	6.43
フィンランド					
53,000,000	POHJOLA BANK PLC CP (USD) 20/05/15	米ドル	52,951,373	52,991,469	8.53
	フィンランド合計		52,951,373	52,991,469	8.53
ドイツ					
50,000,000	ALLIANZ SE CP (USD) 24/08/15	米ドル	49,938,825	49,951,726	8.04
	ドイツ合計		49,938,825	49,951,726	8.04
イギリス					
42,500,000	STANDARD CHARTERED BANK (USD) CP 06/08/15	米ドル	42,437,571	42,456,101	6.83
50,000,000	SUMITOMO CORP CAPITAL EUR PLC (USD) 22/05/15	米ドル	49,985,005	49,989,003	8.05
	イギリス合計		92,422,576	92,445,104	14.88
アメリカ合衆国					
60,000,000	ZURICH FINANCE (USA) INC CP (USD) 11/05/15	米ドル	59,971,809	59,996,152	9.66
	アメリカ合衆国合計		59,971,809	59,996,152	9.66
	コマーシャル・ペーパー合計		295,249,081	295,352,990	47.54
譲渡可能定期預金証書					
イギリス					
50,000,000	DEUTSCHE ZENTRAL GENOSSENSCHAFT BANK AG CD (USD) 14/08/15	米ドル	49,950,216	49,955,877	8.04
55,000,000	SUMITOMO MITSUI TRUST&BANKING CORP (LDN) (USA) CD 06/07/15	米ドル	54,941,808	54,968,302	8.85
	イギリス合計		104,892,024	104,924,179	16.89
	譲渡可能定期預金証書合計		104,892,024	104,924,179	16.89
	金融市場商品合計		400,141,105	400,277,169	64.43

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

外貨建マネー・マーケット・ファンド

契約型投資信託

米ドル・ポートフォリオ

投資有価証券の業種別分類

2015年4月30日現在

（対純資産比率）

	対純資産率％
金融、投資およびその他の多角経営企業	26.56
銀行・その他の金融機関	23.40
保険	8.04
ファイナンス	6.43
	64.43

投資有価証券の地域別分類

2015年4月30日現在

（対純資産比率）

	対純資産率％
イギリス	31.77
アメリカ合衆国	9.66
フィンランド	8.53
ドイツ	8.04
オーストラリア	6.43
	64.43

外貨建マネー・マーケット・ファンド

契約型投資信託

英ポンド・ポートフォリオ

投資有価証券明細表

2015年4月30日現在

（単位：英ポンド）

額面	銘柄	通貨	取得原価 (英ポンド)	時価 (英ポンド)	時価の対 純資産比率 (%)
金融市場商品					
コマーシャル・ペーパー					
オーストラリア					
1,500,000	CREDIT SUISSE (SYDNEY BRANCH) (GBP) CP 17/08/15	英ポンド	1,497,074	1,497,407	8.37
	オーストラリア合計		1,497,074	1,497,407	8.37
フィンランド					
1,500,000	POHJOLA BANK PLC CP (GBP) 20/05/15	英ポンド	1,497,521	1,499,565	8.38
	フィンランド合計		1,497,521	1,499,565	8.38
ドイツ					
1,500,000	DEKABANK DEUTSCHE GIROZENTRALE CP 11/06/15	英ポンド	1,498,228	1,499,104	8.38
	ドイツ合計		1,498,228	1,499,104	8.38
スウェーデン					
500,000	SKANDINAVISKA ENSKILDA BANKEN (GBP) CP 30/04/15	英ポンド	499,453	500,000	2.79
	スウェーデン合計		499,453	500,000	2.79
イギリス					
1,500,000	STANDARD CHARTERED BANK CP (GBP) 23/07/15	英ポンド	1,496,945	1,498,071	8.37
1,500,000	SUMITOMO CORP CAPITAL EUR PLC (GBP) 22/05/15	英ポンド	1,499,224	1,499,430	8.38
	イギリス合計		2,996,169	2,997,501	16.75
	コマーシャル・ペーパー合計		7,988,445	7,993,577	44.67
譲渡可能定期預金証書					
イギリス					
1,500,000	DEUTSCHE ZENTRAL GENOSSENSCHAFT BANK AG CD (GBP) 14/08/15	英ポンド	1,497,293	1,497,608	8.37
1,500,000	SUMITOMO MITSUI TRUST&BANKING CORP (LDN) (GBP) CD 06/07/15	英ポンド	1,497,275	1,498,516	8.37
	イギリス合計		2,994,568	2,996,124	16.74
	譲渡可能定期預金証書合計		2,994,568	2,996,124	16.74
	金融市場商品合計		10,983,013	10,989,701	61.41

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

外貨建マネー・マーケット・ファンド

契約型投資信託

英ポンド・ポートフォリオ

投資有価証券の業種別分類

2015年4月30日現在

（対純資産比率）

	対純資産率％
銀行・その他の金融機関	27.92
金融、投資およびその他の多角経営企業	16.75
ファイナンス	16.74
	61.41

投資有価証券の地域別分類

2015年4月30日現在

（対純資産比率）

	対純資産率％
イギリス	33.49
ドイツ	8.38
フィンランド	8.38
オーストラリア	8.37
スウェーデン	2.79
	61.41

[次へ](#)

4 管理会社の概況

（１）資本金の額

管理会社の資本金は2,500,000ユーロ（約3億3,903万円）で、平成27年5月末日現在全額払込済である。なお、1株25ユーロ（約3,390円）の記名式株式10万株を発行済である。

（注）ユーロの円貨換算は、特に記載がない限り、便宜上、平成27年5月29日現在の株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝135.61円）による。

（２）事業の内容及び営業の状況

管理会社の目的は、オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年7月12日の法律（以下「2013年法」という。）に従ってオルタナティブ投資ファンド（以下「AIF」という。）のオルタナティブ投資ファンド運用会社（以下「AIFM」という。）として行為することおよび2013年法別表 1．に記載する活動を遂行することである。また、管理会社は、同別表 2．に記載する活動を遂行することができる。

また、管理会社の目的は、2010年12月17日の投資信託に関する法律（以下「ルクセンブルグ投信法」という。）第16章および第125 - 2条に従い、管理会社として行為し、投資信託（以下「UCI」という。）の設定、販売促進、事務管理および投資対象の運用、ならびにとりわけルクセンブルグ投信法パート 1 に基づくUCIの設立および2007年2月13日付専門投資信託に関するルクセンブルグ法（以下「2007年法」という。）に基づくAIFであるルクセンブルグ専門投資信託の設立を目的とする。

更に、管理会社は、一般的に、AIFの運用、管理事務、マーケティングおよび販売促進に関連する活動を行うことができる。AIFMは、AIFのために、証券、財産およびより一般的にはAIFの認可投資対象を構成する資産について何らかの契約を締結し、かつ、売買、交換および交付を行うこと、ルクセンブルグの会社または外国会社の株式または債務証券を登録する際にかかる受益者または第三者の名義における登録および移転を進めるかまたは開始すること、および、AIFおよびAIFの受益者のために、全ての権利および特権（とりわけ、AIFの資産を構成する証券に付随する全ての議決権）を行使することができる。これらの権限は、包括的なものではなく、明示的なものと思料される。

管理会社は、自らの目的および自らが運用するAIFの目的の達成に直接的または間接的に関連する活動およびかかる達成のために有益および必要とみなされる活動を行うことができる。ただし、ルクセンブルグの法令、とりわけ2007年法、ルクセンブルグ投信法および2013年法の規定に定める制限内に限る。

管理会社は、ファンドに関して投資助言・運用をダイヤモンド・インターナショナル・リミテッドに委託しており、また保管受託銀行の義務を確保することならびに会社事務・支払事務・管理事務代行業務、登録・名義書換事務代行業務および評価業務をルクセンブルグみずほ信託銀行に委託している。

管理会社は、平成27年5月末日現在、ルクセンブルグ籍アンブレラ型契約型オープン・エンド型投資信託14本およびケイマン籍アンブレラ型契約型オープン・エンド型投資信託2本の管理・運用を行い、また、アイルランド籍アンブレラ型契約型オープン・エンド型投資信託3本のAIFMとして行為しており、その純資産総額は、2,331,755,389.87米ドル、17,894,502.21英ポンド、841,677,583.85ユーロおよび200,038,814,514円の合計である。

（３）その他

本書提出前6か月間において、管理会社およびトラストに重要な影響を与えまたは与えることが予想される事実はない。

[次へ](#)

5 管理会社の経理の概況

- a．管理会社の直近２事業年度の日本文の財務書類は、ルクセンブルグにおける諸法令および一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文（英文）の監査済財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。これは、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条５項ただし書の規定適用によるものである。
- b．管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第１条の３第７項に規定する外国監査法人等をいう。）であるアーンスト・アンド・ヤング・ソシエテ・アノニムから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c．管理会社の原文の財務書類はユーロで表示されている。日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行の平成27年５月29日現在における対顧客電信売買相場の仲値（１ユーロ＝135.61円）を使用して換算された円換算額が併記されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

（１）資産及び負債の状況

ジャパン・ファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ

貸借対照表

2014年12月31日現在

（単位：ユーロ）

	2014年		2013年	
	ユーロ	千円	ユーロ	千円
資産				
流動資産				
一年以内期限到来債権（注５）	139,127	18,867	39,587	5,368
譲渡性を有する有価証券および その他の金融商品	2,947	400	2,941	399
現金預金、郵便小切手による現金 および手許現金	2,601,478	352,786	680,966	92,346
	<u>2,743,552</u>	<u>372,053</u>	<u>723,494</u>	<u>98,113</u>
負債				
資本金および準備金（注３）				
発行済資本金	2,500,000	339,025	500,000	67,805
準備金				
法定準備金	14,861	2,015	14,861	2,015
前期繰越損益	155,059	21,028	170,546	23,128
当期損益	29,055	3,940	(15,487)	(2,100)
	<u>2,698,975</u>	<u>366,008</u>	<u>669,920</u>	<u>90,848</u>
引当金（注４）	486	66	570	77
非劣後債務				
一年以内期限到来債務（注５）	44,091	5,979	53,004	7,188
	<u>2,743,552</u>	<u>372,053</u>	<u>723,494</u>	<u>98,113</u>

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

（２）損益の状況

ジャパン・ファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ

損益計算書

2014年12月31日終了年度

（単位：ユーロ）

	2014年		2013年	
	ユーロ	千円	ユーロ	千円
費用				
総損失（注６）	-	-	14,093	1,911
スタッフ費用（注７および注９）	252,155	34,195	-	-
a）サラリーおよび賃金	229,404	31,109	-	-
b）社会保障にかかるサラリーおよび賃金	22,751	3,085	-	-
その他の営業費用（注８および注９）	262,350	35,577	-	-
その他の営業費用に含まれないその他の税金	3,505	475	4,295	582
当期利益	29,055	3,940	-	-
	<u>547,065</u>	<u>74,187</u>	<u>18,388</u>	<u>2,494</u>
収益				
総利益（注６）	30,095	4,081	-	-
金融流動資産による収益				
金融流動資産によるその他の収益	73	10	67	9
その他の利息収入およびその他の財務収益				
関係会社から生じたその他の利息収入およびその他の財務収益	2,392	324	2,834	384
特別利益（注７、注８および注９）	514,505	69,772	-	-
当期損失	-	-	15,487	2,100
	<u>547,065</u>	<u>74,187</u>	<u>18,388</u>	<u>2,494</u>

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

ジャパン・ファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ

年次財務書類に対する注記

2014年12月31日現在

注１．概況

管理会社（以下「当社」という。）は、当初「IBJ」ファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイと呼ばれ、1994年1月28日、ルクセンブルグの法律に準拠した「株式会社」（Société Anonyme）として、ルクセンブルグにおいて設立された。この名称は、2001年5月21日付で、ジャパン・ファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイに変更された。

管理会社は、2014年7月1日付で、ファンドのオルタナティブ投資ファンド運用会社（以下「AIFM」という。）として認可されている。

管理会社の目的は、2013年法に従ってオルタナティブ投資ファンド（以下「AIF」という。）のAIFMとして行為することおよび2013年法別表 1．に記載する活動を遂行することである。また、管理会社は、同別表 2．に記載する活動を遂行することができる。また、管理会社の目的は、2010年12月17日の譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託に関するルクセンブルグ法（以下「2010年法」という。）第16章および第125 - 2条に従い、管理会社として行為し、投資信託（以下「UCI」という。）の設定、販売促進、事務管理および運用、ならびにとりわけ2010年法パート 1 に基づくUCIの設定および2007年2月13日付特定投資信託に関するルクセンブルグ法（以下「2007年法」という。）に基づくAIFであるルクセンブルグ特定投資信託（以下「SIF」という。）の設立を目的とする。

更に、管理会社は、一般的に、AIFの運用、事務管理、マーケティングおよび販売促進に関連する活動を行うことができる。AIFMは、AIFのために、証券、財産およびより一般的にはAIFの認可投資対象を構成する資産について何らかの契約を締結し、かつ、売買、交換および交付を行うこと、ルクセンブルグの会社または外国会社の株式または債務証券を名簿登録する際にかかる受益者または第三者の名義における登録および移転を進めるかまたは開始すること、および、AIFおよびAIFの受益者のために、全ての権利および特権（とりわけ、AIFの資産を構成する証券に付随する全ての議決権）を行使することができる。これらの権限は、包括的なものではなく、明示的なものと思料される。

管理会社は、自らの目的および自らが運用するAIFの目的の達成に直接的または間接的に関連する活動およびかかる達成のために有益および必要とみなされる活動を行うことができる。ただし、ルクセンブルグの法令、とりわけ2007年法、2010年法および2013年法の規定に定める制限内に限る。

当社は、普通株式の100%を保有する、ルクセンブルグみずほ信託銀行（ミズホ・トラスト・アンド・バンキング（ルクセンブルグ）エス・エイ）により管理されている。当社の最終的な親会社は、日本の法律に基づき設立され、日本の東京に登記上の事務所を有するみずほ信託銀行株式会社である。

みずほ信託銀行株式会社の連結財務書類については、日本 〒100 - 8333 東京都千代田区丸の内二丁目5番1号 丸の内二丁目ビルの株式会社みずほフィナンシャルグループから入手することが出来る。

当社は、以下のルクセンブルグ、ケイマンおよびアイルランドの契約型投資信託に対し、AIFMとして行為している。

ルクセンブルグの契約型投資信託

- アラムコ・グローバル・ファンド
 - * グローバル・フィクスト・インカム・アクティブ・ポートフォリオ
- DIAM ファンド
 - * DIAM ジャパン・スモール・キャップ・ファンド
 - * DIAM マルチカレンシー・ファンド（日本円）
 - * DIAM グローバル・ボンド・フューチャーズ・ディレクション（米ドル）ファンド（2014年10月30日償還）
 - * DIAM グローバル・エクイティ・クオンティタティブ・アクティブ・ファンド
 - * DIAM グローバル・エクイティ・ハイ・インカム・エフィシエント・ファンド

- * DIAM エマージング・マーケット・スモール・キャップ・エクイティ・エフィシエント・ファンド
- * DIAM アジアパシフィック Ex ジャパン・ファンド(2014年8月20日設立)
- DKA インターナショナル・ファンド
 - * エクイティ・ポートフォリオ(2014年9月17日償還)
- DLIBJ オープン・ファンド
 - * GF97
- 外貨建マネー・マーケット・ファンド
 - * ユーロ・ポートフォリオ(2014年6月2日償還)
 - * 英ポンド・ポートフォリオ
 - * 米ドル・ポートフォリオ
- グローバル・プロパティ・ポートフォリオ・ファンド
 - * ユーロピアン・インカム・ファンド
 - * ユーロピアン・グロース・ファンド
- IE96オープン・ファンド(2014年3月19日償還)
- みずほ ファンド・シリーズ
 - * ユーロ・マンスリー・インカム・ファンド
- みずほ TB ファンド
 - * ジャパン・エクイティ・リサーチ・バリュー・プラス
- ニッコウAM ワールド・ファンズ
 - * ニッコウAM インテック・グローバル・コア・ファンド
- ニッコウAM インベストメント・トラスト(ルクセンブルグ)
 - * ニッコウAM インテック・コクサイ・ファンド
- ヌーベル・エポック・アンブレラ・ファンド
 - * ユーロピアン・ボンド・インカム・ファンド
 - * ユーロピアン・エクイティ・アクティブ・ファンド
 - * US ボンド・インカム・ファンド
- TMA アンブレラ・ファンド
 - * エマージング・マーケット・ボンド・ポートフォリオ
 - * グローバル・エクイティ・ポートフォリオ
 - * グローバル・フィクスト・インカム・ポートフォリオ
 - * ヘッジド・インターナショナル・ボンド・ポートフォリオ
 - * インターナショナル・アグレゲイト・ボンド・ポートフォリオ
 - * インターナショナル・ボンド・ポートフォリオ
 - * TMRA グローバル・インカム・ポートフォリオ
 - * 円ヘッジド・インターナショナル・アグレゲイト・ボンド・ポートフォリオ
 - * TMAI アジアン・エクイティ・ポートフォリオ
 - * TMA ACWIE X ジャパン・ポートフォリオ
 - * TMRA ヘッジド・ハイ・イールド・ボンド・ポートフォリオ
- 東京マリン・ファンド
 - * ファー・イースト・エクイティ・ポートフォリオ
- トップマネジャー
 - * トップマネジャー (安定コース)
 - * トップマネジャー (バランスコース)
 - * トップマネジャー (積極コース)
- トップマネジャー・セレクション
 - * キャピタル・ガーディアン・グローバル・エクイティ・ポートフォリオ(2014年10月30日償還)

- * F F T W グローバル・フィクスト・インカム・ポートフォリオ
- * ペイデン・アンド・リゲル・グローバル・フィクスト・インカム・ポートフォリオ

ケイマンの契約型投資信託

- みずほ グローバル・セレクトィッド・アンブレラ・ユニット・トラスト
 - * みずほ ストラテジック・コモディティーズ・ファンド
- みずほ アンブレラ・ユニット・トラスト
 - * カリバーン・ストラテジック・ファンド 2008 - 02（適格機関投資家向け）
（2009年3月30日以降償還手続中）
 - * カリバーン・ストラテジック・ファンド 2008 - 03（適格機関投資家向け）
（2009年3月30日以降償還手続中）
 - * カリバーン・ストラテジック・ファンド 2008 - 03（日本円）（適格機関投資家向け）
（2014年2月28日償還）
 - * みずほ R M B ボンド・ファンド

アイルランドの契約型投資信託

- N A M アンブレラ・ファンド
 - * ジャパン・ステュワードシップ・ファンド
- N A M インベストメント・ファンド
 - * ヨーロピアン・エクイティ・ファンド
 - * グローバル・エクイティ・ファンド
 - * ノース・アメリカン・エクイティ・ファンド
 - * アジア・パシフィック・エクイティ・フォーカス・ファンド
 - * アジア・パシフィック・ダイナミック・エクイティ・ファンド
 - * アジア・エクセレント・エクイティ・ファンド
 - * ワールドワイド・ネオ・グロース・エクイティ・ファンド

注2．重要な会計方針

年次財務書類は、ルクセンブルグ大公国における一般に認められた会計原則および施行されている規則に従って作成される。

貸借対照表および損益計算書は、2010年12月10日の法律（以下「2010年12月10日法」という。）に準拠したレイアウトに従って適用されている。当社が採用する主要な会計方針は、以下に要約される。

譲渡性を有する有価証券およびその他の金融商品

当社のポートフォリオに含まれる有価証券は、取得原価または入手可能な最終市場価格のいずれか低い価格で表示されている。

下記のグローバル・プロパティ・ポートフォリオ・ファンドは、当社の年次決算の設定日において12月31日現在の純資産総額を入手できないため、2014年9月30日現在の純資産総額に基づき評価された。

損益計算書の表示

2010年12月10日法第47条に従い、当社は下記の項目を、「総損失」または「総利益」の科目の下に結合した。

- 純売上
- 営業費用

外貨換算

当社は、会計帳簿をユーロ（ユーロ）で記帳しており、年次財務書類を当該ユーロで表示している。

ユーロ以外の通貨建てのすべての資産は、取得時の為替レートと貸借対照表日の実勢為替レートのうち、いずれか低い方でユーロに換算され、個別に評価されている。

ユーロ以外の通貨建てのすべての負債は、取得時の為替レートと貸借対照表日の実勢為替レートのうち、いずれか高い方でユーロに換算され、個別に評価されている。

この結果、未実現為替損失とともに実現為替損益のみが損益計算書に反映されている。

ユーロ以外の通貨建て収益および費用は、支払日の実勢為替レートでユーロに換算されている。

注３．資本金および準備金

発行済資本金

2013年12月31日現在、引受済、発行済かつ全額払込済資本金の額は、額面25ユーロの記名株式20,000株で表章される50万ユーロであった。

2014年６月30日付で、親会社であるルクセンブルグみずほ信託銀行は、ジャパン・ファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイの会社資本を200万ユーロ増加させ、250万ユーロとすることを決定した。１口当たり25ユーロの額面価格による、既存株式と同じ権利および特権を有する新株80,000株の新規引受けは完了している。

2014年12月31日現在、引受済、発行済かつ全額払込済資本金の額は、額面25ユーロの記名株式100,000株で表章される250万ユーロであり、ルクセンブルグみずほ信託銀行が全額出資している。

法定準備金

ルクセンブルグの会社は、前期繰越損失控除後の年次純利益の５％を最低額とする法定準備金を、当該準備金が発行済株式資本金の額面価格の10％相当に達するまで積み立てなければならない。当社の存続期間中、当該準備金は、現金配当または他の方法により分配されない。法定準備金への積立は、株主総会での承認後に発効する。

法定準備金の変動は、下記のとおりである。

	(単位：ユーロ)	
	2014年	2013年
期首残高	14,861	14,861
利益からの積立	-	-
決算残高	14,861	14,861

前期繰越利益

	(単位：ユーロ)	
	2014年	2013年
期首現在前期繰越利益	170,546	187,085
前期利益 / (損失)	(15,487)	(16,539)
法定準備金への積立	-	-
期末現在前期繰越利益	155,059	170,546

注４．引当金

当該科目には、当期の納税引当金が含まれている。

数個の契約型投資信託を管理運用する当社は、ルクセンブルグ税務当局により、法人所得税、都市事業税および資産税の対象となる商事会社であると考えられている。納税引当金は、ルクセンブルグの税務当局から最終査定税額の通知を受けていない会計期間について、当社が見積もった納税額（当社が税務当局に対して支払った前払金控除後）に相当する。

注５．販売および業務提供による債権

当社が業務を提供するファンドの各種目論見書に記載したとおり、当社は、管理報酬および／またはAIFM報酬を受領する権利を有する。

当社は、遂行業務への報酬として、以下のファンドに関し各サブ・ファンドにつき毎年500米ドル、1,000米ドルまたは15,000米ドルの固定管理報酬を受領する権利を有する契約を第三者との間で締結した。

- アラムコ・グローバル・ファンド
- DIAM ファンド（2014年8月31日まで）
- DLIBJ オープン・ファンド
- みずほ TB ファンド
- ニッコウAM ワールド・ファンズ
- ヌーベル・エポック・アンブレラ・ファンド
- ニッコウAM インベストメント・トラスト（ルクセンブルグ）

当社はまた、以下のファンドの資産から特定の料率（年率0.005%から年率0.035%まで）において各ポートフォリオまたはシリーズ・トラストの平均純資産価額を基準に四半期毎に計算され、四半期毎に後払いされる管理報酬および／またはAIFM報酬を受領する権利を有する。

- グローバル・プロパティ・ポートフォリオ・ファンド
- みずほ グローバル・セレクトィッド・アンブレラ・ユニット・トラスト
- みずほ アンブレラ・ユニット・トラスト
- ニッコウAM インベストメント・トラスト（ルクセンブルグ）
- DIAM ファンド（2014年9月1日から）
- 外貨建マネー・マーケット・ファンド
- NAM アンブレラ・ファンド
- NAM インベストメント・ファンド

注６．総損失および総利益

当該科目には以下のものが含まれている。

	(単位：ユーロ)	
	2014年	2013年
純売上		
管理報酬	396,007	406,543
営業費用		
投資顧問報酬、保管報酬および管理事務報酬	(307,590)	(387,361)
その他の費用	(58,322)	(33,275)
	30,095	(14,093)

注７．スタッフ

2014年12月31日現在、当社は２名のコンダクティング・オフィサーおよび２名の従業員を有している。

2013年12月31日現在、当社は従業員を有していなかった。

注８．その他の営業費用

当該科目には以下のものが含まれている。

	(単位：ユーロ)	
	2014年	2013年
リスク管理に関する費用	145,274	-
法務費用	53,116	-
貸出費用	15,481	-
撤去費用	12,217	-
旅費	11,316	-
その他の費用	24,946	-
	262,350	-

注９．特別利益

A I F M通達に従い、当社は2014年においてスタッフおよび営業費用を増加させた。ルクセンブルグみずほ信託銀行は、2014年12月31日まで、当社の事業を支援し、また当社のスタッフ費用（252,155ユーロ）およびその他の営業費用（262,350ユーロ）を引き受けることを決定した。

Japan Fund Management
(Luxembourg) S.A.
Balance sheet
As of 31 December 2014
(expressed in EUR)

<u>Assets</u>	2014	2013
Current assets		
Debtors becoming due and payable within one year (Note 5)	139,127	39,587
Transferable securities and other financial instruments	2,947	2,941
Cash at bank, cash in postal cheque accounts and cash in hand	2,601,478	680,966
	2,743,552	723,494

The accompanying notes are an integral part of these annual accounts.

Japan Fund Management
(Luxembourg) S.A.
Balance sheet
As of 31 December 2014
(expressed in EUR)

<u>Liabilities</u>	2014	2013
Capital and reserves (Note 3)		
Subscribed capital	2,500,000	500,000
Reserves		
Legal reserve	14,861	14,861
Profit or loss brought forward	155,059	170,546
Profit or loss for the financial year	29,055	(15,487)
	<u>2,698,975</u>	<u>669,920</u>
Provisions (Note 4)	486	570
Non-subordinated debts		
becoming due and payable within one year (Note 5)	44,091	53,004
	<u>2,743,552</u>	<u>723,494</u>

Japan Fund Management
(Luxembourg) S.A.
Profit and loss account
For the year ended 31 December 2014
(expressed in EUR)

<u>Charges</u>	2014	2013
Gross loss (Note 6)	-	14,093
Staff costs (Notes 7 and 9)	252,155	-
a) Salaries and wages	229,404	-
b) Social security on salaries and wages	22,751	-
Other operating charges (Notes 8 and 9)	262,350	-
Other taxes not included in the previous caption	3,505	4,295
Profit for the financial year	29,055	-
	547,065	18,388
<u>Income</u>	2014	2013
Gross profit (Note 6)	30,095	-
Income from financial current assets		
other income from financial current assets	73	67
Other interest and other financial income		
derived from affiliated undertakings	2,392	2,834
Extraordinary Income (Notes 7, 8 and 9)	514,505	-
Loss for the financial year	-	15,487
	547,065	18,388

Japan Fund Management
(Luxembourg) S.A.
Notes to the accounts (continued)
As of 31 December 2014

Note 1 - General

The Management Company (hereafter the “ Company ”), initially called IBJ Fund Management (Luxembourg) S.A., was incorporated on 28 January 1994 in Luxembourg as a “ Société Anonyme ” governed by Luxembourg Law. Its name was changed to Japan Fund Management (Luxembourg) S.A. effective as of May 21, 2001.

The Management Company has been authorised as Alternative Investment Fund Manager (“ AIFM ”) on 1st July 2014.

The purpose of the Management Company is to act as AIFM in accordance with the 2013 Law for alternative investment funds (“ AIFs ”) and to perform the activities listed in item 1. of the Annex 1 of the 2013 Law. The Management Company may further carry out any of the activities listed under item 2. of such Annex. The purpose of the Management Company is further to act as management company in accordance with the chapter 16 and article 125-2 of the Luxembourg law of 17 December 2010 relating to undertakings for collective investment in transferable securities (the “ 2010 Law ”) and in their respect to take care of the creation, the promotion, the administration and the management of undertakings for collective investment (“ UCIs ”) and notably UCIs set-up under Part II of 2010 Law and Luxembourg specialised investment funds (“ SIFs ”) set-up under the Luxembourg law of 13 February 2007 on specialised investment funds (the “ 2007 Law ”) which are AIFs.

The Management Company may more generally carry out any activities connected with the management, administration, marketing and promotion of the AIFs. It may on behalf of the AIFs enter into any contracts, purchase, sell, exchange and deliver any securities, property and, more generally, assets constitutive of authorised investments of the AIFs, proceed to or initiate any registrations and transfers in their name or in third parties' names in the register of shares or debentures of any Luxembourg or foreign companies, and exercise on behalf of the AIFs and the holders of units of the AIFs, all rights and privileges, especially all voting rights attached to the securities constituting the assets of the AIFs. The foregoing powers shall not be considered as exhaustive, but only as declaratory.

Japan Fund Management
(Luxembourg) S.A.
Notes to the accounts (continued)
As of 31 December 2014

Note 1 - General (continued)

The Management Company may carry out any activities, linked directly or indirectly to, and deemed useful and necessary for, the accomplishment of its object and that of the AIFs it manages, remaining, however, within the limitations set forth by the Luxembourg laws and regulations and, in particular, the provisions of the 2007 Law, the 2010 Law and the 2013 Law.

The Company is controlled by Mizuho Trust & Banking (Luxembourg) S.A. which owns 100% of the ordinary shares. The ultimate parent of the Company is Mizuho Trust & Banking Co., Ltd., a Trust Bank incorporated under the laws of Japan whose registered office is in Tokyo, Japan.

The consolidated accounts of Mizuho Trust & Banking Co, Ltd may be obtained from Mizuho Financial Group, Inc., Marunouchi 2-Chome Building, 2-5-1, Marunouchi, Chiyoda-Ku, Tokyo, 100-8333, Japan.

The Company acts as AIFM for the following Luxembourg, Cayman and Irish mutual investment funds:

Luxembourg mutual investment funds

- Alamco Global Fund:

- Global Fixed Income Active Portfolio;

- DIAM Fund:

- DIAM Japan Small Cap Fund;
- DIAM Multicurrency Fund (JPY);
- DIAM Global Bond Futures Direction (USD) Fund (liquidated on October 30, 2014);
- DIAM Global Equity Quantitative Active Fund;
- DIAM Global Equity High Income Efficient Fund;
- DIAM Emerging Markets Small Cap Equity Efficient Fund;
- DIAM Asia Pacific Ex Japan Fund (set-up on August 20, 2014);

- DKA International Fund:

- Equity Portfolio (liquidated on September 17, 2014);

- DLIBJ Open Fund:

- GF97;

Japan Fund Management
(Luxembourg) S.A.
Notes to the accounts (continued)
As of 31 December 2014

Note 1 - General (continued)

- Gaikadate Money Market Fund:
 - Euro Portfolio (Put into liquidation on June 2, 2014) ;
 - Sterling Pound Portfolio;
 - US Dollar Portfolio;
- Global Property Portfolio Fund:
 - European Income Fund;
 - European Growth Fund;
- IE96 Open Fund (liquidated on March 19, 2014);
- Mizuho Fund Series:
 - Euro Monthly Income Fund;
- Mizuho TB Fund:
 - Japan Equity Research Value Plus;
- NIKKO AM World Funds:
 - NIKKO AM Intech Global Core Fund;
- NIKKO AM INVESTMENT TRUST (LUXEMBOURG):
 - NIKKO AM Intech Kokusai Fund;
- Nouvelle Epoque Umbrella Fund:
 - European Bond Income Fund;
 - European Equity Active Fund;
 - US Bond Income Fund;
- TMA Umbrella Fund:
 - Emerging Markets Bond Portfolio;
 - Global Equity Portfolio;
 - Global Fixed Income Portfolio;
 - Hedged International Bond Portfolio;
 - International Aggregate Bond Portfolio;
 - International Bond Portfolio;
 - TMRA Global Income Portfolio;
 - Yen Hedged International Aggregate Bond Portfolio;
 - TMAI Asian Equity Portfolio;
 - TMA ACWIEX Japan Portfolio
 - TMRA Hedged High Yield Bond Portfolio;
- Tokio Marine Fund:
 - Far East Equity Portfolio;

Japan Fund Management
(Luxembourg) S.A.
Notes to the accounts (continued)
As of 31 December 2014

Note 1 - General (continued)

- Top Manager:
 - Top Manager - I (Moderate Fund);
 - Top Manager - II (Balanced Fund);
 - Top Manager - III (Aggressive Fund);
- Top Managers Selection:
 - Capital Guardian Global Equity Portfolio (liquidated on October 30, 2014);
 - FFTW Global Fixed Income Portfolio;
 - Payden & Rygel Global Fixed Income Portfolio;

Cayman mutual investment funds

- Mizuho Global Selected Umbrella Unit Trust:
 - Mizuho Strategic Commodities Fund;
- Mizuho Umbrella Unit Trust:
 - Caliburn Strategic Fund 2008-02 for Qualified Institutional Investors (in liquidation since March 30, 2009);
 - Caliburn Strategic Fund 2008-03 for Qualified Institutional Investors (in liquidation since March 30, 2009);
 - Caliburn Strategic Fund 2008-03 (JPY) for Qualified Institutional Investors (liquidated on February 28, 2014);
 - Mizuho RMB Bond Fund.

Irish mutual investment funds

- NAM UMBRELLA FUND:
 - Japan Stewardship Fund
- NAM INVESTMENT FUND:
 - European Equity Fund
 - Global Equity Fund
 - North American Equity Fund
 - Asia Pacific Equity Focus Fund
 - Asia Pacific Dynamic Equity Fund
 - Asia Excellent Equity Fund
 - Worldwide Neo Growth Equity Fund

Japan Fund Management
(Luxembourg) S.A.
Notes to the accounts (continued)
As of 31 December 2014

Note 2 - Significant accounting policies

The annual accounts are prepared in accordance with the generally accepted accounting principles and regulations in force in the Grand Duchy of Luxembourg.

The layout of balance sheet, profit and loss account has been adapted to comply with the Luxembourg Law of 10 December 2010 (the "Law").

The principal accounting policies applied by the Company are summarised below:

Transferable securities and other financial instruments

Securities included in the Company's portfolio are stated at the lower of their acquisition cost or their last available market value.

The underlying Global Property Portfolio Fund has been valued based on the Net Asset Value as of 30.09.2014 as the Net Asset value as at 31 December is not available at the date of the establishment of the Company annual accounts.

Profit and loss account presentation

In accordance with article 47 of the Law, the Company combined under the caption "Gross loss" or "Gross profit" the following items:

- Net turnover;
- Operating charges.

Foreign currency translation

The Company maintains its accounts in Euro (EUR) and the annual accounts are expressed in this currency.

All assets expressed in a currency other than EUR are valued individually at the lower of their value translated into EUR at their historical exchange rates or at the exchange rate prevailing at the balance sheet date.

All liabilities expressed in a currency other than EUR are valued individually at the higher of their value translated into EUR at their historical exchange rates or at the exchange rate prevailing at the balance sheet date.

Japan Fund Management
(Luxembourg) S.A.
Notes to the accounts (continued)
As of 31 December 2014

Note 2 - Significant accounting policies (continued)

Consequently only realized exchange gains and losses together with unrealized exchange losses are reflected in the profit and loss account.

Income and expenses in currencies other than EUR are translated into EUR at the exchange rates prevailing at payment date.

Note 3 - Capital and reserves

Subscribed capital

As at 31 December 2013, the capital subscribed, issued and fully paid in, amounted to EUR 500,000 represented by 20,000 shares with a face value of EUR 25 each.

On 30 June 2014, Mizuho Trust & Banking (Luxembourg) S.A., the Mother Company, decided to increase the corporate capital of Japan Fund Management (Luxembourg) S.A. by an amount of EUR 2,000,000, so as to raised it to EUR 2,500,000. A new subscription of 80,000 new shares with a nominal value of EUR 25 per share, having the same rights and privileges as the existing shares has been made.

As at 31 December 2014, the capital subscribed, issued and fully paid in, amounts to EUR 2,500,000 represented by 100,000 shares with a face value of EUR 25 each and fully owned by Mizuho Trust & Banking (Luxembourg) S.A..

Legal reserve

Luxembourg companies are required to appropriate to legal reserve a minimum of 5% of the annual net income, after deducting any losses brought forward, until this reserve equals 10% of the nominal value of the subscribed share capital. This reserve may not be distributed in the form of cash dividends, or otherwise, during the life of the Company. The appropriation to legal reserve is effected after the approval at the general meeting of shareholders.

Japan Fund Management
(Luxembourg) S.A.
Notes to the accounts (continued)
As of 31 December 2014

Note 3 - Capital and reserves (continued)

The movements on the legal reserve are as follows:

	2014 EUR	2013 EUR
Opening balance	14,861	14,861
Appropriation from profit	-	-
Closing balance	14,861	14,861
Results brought forward		
	2014 EUR	2013 EUR
Results brought forward, at the beginning of the year	170,546	187,085
Profit/(Loss) of the preceding year	(15,487)	(16,539)
Appropriation to legal reserve	-	-
Results brought forward, at the end of the year	155,059	170,546

Note 4 - Provisions

This caption includes provisions for taxation for the year under review.

The Company, managing several mutual investment funds, is considered by the Luxembourg tax authorities to be a commercial company subject to corporate income tax, municipal business tax and net worth tax. The provision for taxation corresponds to the tax liability estimated by the Company for the financial period for which no final tax assessment has been received from the Luxembourg tax authorities, net of advances made by the Company to the tax authorities.

Japan Fund Management
(Luxembourg) S.A.
Notes to the accounts (continued)
As of 31 December 2014

Note 5 - Claims resulting from sales and provisions of services

As stated in the various prospectuses of the funds for which the Company provides services, the Company is entitled to receive Management fees and/or AIFM fees.

As compensation for the services to be performed, the Company entered into an agreement with third parties under which it is entitled to receive a fixed amount of management fees of USD 500, USD 1,000 or USD 15,000 per annum and per sub-fund for the following funds:

- Alamco Global Fund;
- DIAM Fund (until August 31, 2014);
- DLIBJ Open Fund;
- Mizuho TB Fund;
- NIKKO AM World Funds;
- Nouvelle Epoque Umbrella Fund;
- NIKKO AM INVESTMENT TRUST (LUXEMBOURG);

The Company is also entitled to receive a Management and/or AIFM fees out of the assets of the following funds at specific rates (from 0.005% to 0.035%) per annum calculated quarterly based on the average Net Asset Value of each Portfolio or Series Trust during the relevant quarter and payable quarterly in arrears:

- Global Property Portfolio Fund;
- Mizuho Global Selected Umbrella Unit Trust;
- Mizuho Umbrella Unit Trust
- NIKKO AM INVESTMENT TRUST (LUXEMBOURG);
- DIAM Fund (from September 1, 2014);
- Gaikadate Money Market Fund;
- NAM UMBRELLA FUND;
- NAM INVESTMENT FUND;

Japan Fund Management
(Luxembourg) S.A.
Notes to the accounts (continued)
As of 31 December 2014

Note 6 - Gross loss and Gross profit

This caption includes:

	2014 EUR	2013 EUR
Net Turnover		
Management fees	396,007	406,543
Operating charges		
Advisory, Custodian and Administration fees	(307,590)	(387,361)
Other charges	(58,322)	(33,275)
	<u>30,095</u>	<u>(14,093)</u>

Note 7 - Staff

As at 31 December 2014, the Company has two conducting officers and two employees. As at 31 December 2013 the Company had no employees.

Note 8 - Other operating charges

This caption includes:

	2014 EUR	2013 EUR
Risk Management related charges	145,274	-
Legal fees	53,116	-
Rent fees	15,481	-
Removal costs	12,217	-
Travelling costs	11,316	-
Other charges	24,946	-
	<u>262,350</u>	<u>-</u>

Japan Fund Management
(Luxembourg) S.A.
Notes to the accounts (continued)
As of 31 December 2014

Note 9 - Extraordinary Income

To comply with AIFM Directive, the Company increased in 2014 its staff and operating expenses. Mizuho Trust & Banking (Luxembourg) S.A. decided to support its undertaking and took in charge the Company's staff cost (EUR 252,155) and other operating charges (EUR 262,350) until 31 December 2014.

[次へ](#)

(2) その他の訂正

(注) _____の部分は訂正箇所を示します。

第二部 ファンド情報

第 1 ファンドの状況

2 投資方針

(3) 運用体制

< 訂正前 >

(前略)

運用にあたっては、アナリストらによる経済ファンダメンタルズ分析、金利分析（金利の方向性や期間構造の分析）、クレジット分析、テクニカル分析（市場タイミングや市場のセンチメントおよびモメンタムの分析）を通して、ダイアム・インターナショナル・リミテッドにおいては毎週および月 1 回開かれる運用会議において政策が確認され決定される。

(注) 上記の運用体制は、平成27年 1 月末日現在の記載であり、今後変更されることがある。

< 訂正後 >

(前略)

運用にあたっては、アナリストらによる経済ファンダメンタルズ分析、金利分析（金利の方向性や期間構造の分析）、クレジット分析、テクニカル分析（市場タイミングや市場のセンチメントおよびモメンタムの分析）を通して、ダイアム・インターナショナル・リミテッドにおいては毎週および月 1 回開かれる運用会議において政策が確認され決定される。

ダイアム・インターナショナル・リミテッドの債券運用チーム

E. Watatani (E. ワタタニ) 債券運用チーム責任者 (CIO)

担当者	マーケット
E. Watatani (CIO) (E. ワタタニ)	市場全般
G. Casella (G. キャセラ)	グローバル、米国
S. Pirie (S. ピリエ)	新興市場、外国為替市場
M. Yoshie (M. ヨシエ)	ヨーロッパクレジット、ヨーロッパ、 ヨーロッパ政府
H. Cotton (H. コットン)	ヨーロッパクレジット

(注) 上記の運用体制は、平成27年 5 月末日現在の記載であり、今後変更されることがある。

4 手数料等及び税金

(3) 管理報酬等

< 訂正前 >

(前略)

保管報酬

(中略)

保管報酬は、保管契約に基づくファンド資産の保管業務への対価として、保管受託銀行に支払われる。

平成26年10月31日に終了した会計年度中の各ファンドの保管報酬は、以下のとおりである。

（後略）

< 訂正後 >

（前略）

保管受託銀行の報酬

（中略）

保管報酬ならびに監督報酬およびモニタリング報酬は、保管契約に基づくファンド資産の保管業務への対価として、保管受託銀行に支払われる。

平成26年10月31日に終了した会計年度中の各ファンドの保管報酬ならびに監督報酬およびモニタリング報酬は、以下のとおりである。

（後略）

5 運用状況

（２）投資資産

投資有価証券の主要銘柄

<訂正前>

(1) 米ドル・ポートフォリオ（全銘柄）

（2015年1月末日現在）

	銘柄	種類	発行国	利率	満期日	（米ドル）			投資 比率 （%）
						額面金額	取得金額	時価	
1	ZURICH FINANCE (USA) INC ECP (USA)	ユーロ・ コマー シャル・ ペーパー	アメリカ 合衆国	-	2015/ 2 / 9	55,000,000.00	54,974,467.42	54,997,098.57	8.49
2	SUMITOMO MITSUI TRUST & BANKING (LONDON) (USA) CD	譲渡可能 定期預金 証書	イギリス	-	2015/ 2 / 24	55,000,000.00	54,954,936.95	54,990,840.84	8.48
3	NORINCHUKIN BANK LONDON (USA) CD	譲渡可能 定期預金 証書	イギリス	-	2015/ 3 / 5	55,000,000.00	54,973,200.56	54,989,875.77	8.48
4	STANDARD CHARTERED BANK (USA) CD	譲渡可能 定期預金 証書	香港	-	2015/ 3 / 10	55,000,000.00	54,969,766.63	54,986,898.87	8.48
5	CREDIT AGRICOLE CD (USA)	譲渡可能 定期預金 証書	フランス	-	2015/ 3 / 20	55,000,000.00	54,963,413.25	54,985,037.74	8.48
6	SCHLUMBERGER FINANCE BV CP (USA)	ユーロ・ コマー シャル・ ペーパー	ルクセン ブルグ	-	2015/ 4 / 15	55,000,000.00	54,971,140.15	54,975,950.13	8.48
7	DEUTSCHE ZENTAL GENOSSENSCHAFT BANK AG CD (USA)	譲渡可能 定期預金 証書	ドイツ	-	2015/ 4 / 13	55,000,000.00	54,967,019.79	54,973,249.39	8.48
8	KOREA DEVELOPMENT BANK (LONDON) (USA) CD	譲渡可能 定期預金 証書	イギリス	-	2015/ 4 / 20	55,000,000.00	54,959,024.99	54,973,131.14	8.48
9	SUMITOMO CORP CAPITAL EUR PLC CP (USA)	ユーロ・ コマー シャル・ ペーパー	イギリス	-	2015/ 4 / 14	55,000,000.00	54,967,080.83	54,972,317.97	8.48
10	MITSUBISHI UFJ TRUST & BANKING CO (USA) CD	譲渡可能 定期預金 証書	イギリス	-	2015/ 4 / 28	55,000,000.00	54,968,425.08	54,969,095.53	8.48
11	POHJOLA BANK PLC CP (USA)	ユーロ・ コマー シャル・ ペーパー	フィンラ ンド	-	2015/ 5 / 20	53,000,000.00	52,951,372.99	52,953,079.20	8.17
12	CREDIT SUISSE (SYDNEY BRANCH) (USA) CP	ユーロ・ コマー シャル・ ペーパー	オースト ラリア	-	2015/ 3 / 23	40,000,000.00	39,978,777.93	39,987,873.10	6.17

(2) 英ポンド・ポートフォリオ（全銘柄）

（2015年1月末日現在）

	銘柄	種類	発行国	利率	満期日	（英ポンド）			投資 比率 （%）
						額面金額	取得金額	時価	
1	NORINCHUKIN BANK LONDON (GBP) CD	譲渡可能 定期預金 証書	イギリス	-	2015/ 3 / 5	1,700,000.00	1,698,073.97	1,699,272.39	9.14
2	SUMITOMO MITSUI TRUST & BANKING (LONDON) CD (GBP)	譲渡可能 定期預金 証書	イギリス	-	2015/ 2 / 24	1,500,000.00	1,497,174.65	1,499,425.74	8.07
3	STANDARD CHARTERED BANK CD (GBP)	譲渡可能 定期預金 証書	香港	-	2015/ 3 / 10	1,500,000.00	1,498,116.07	1,499,183.63	8.07
4	CREDIT SUISSE (SYDNEY BRANCH) (GBP) CP	ユーロ・ コマー シャル・ ペーパー	オースト ラリア	-	2015/ 3 / 23	1,500,000.00	1,498,413.73	1,499,018.02	8.06
5	CREDIT AGRICOLE CD (GBP)	譲渡可能 定期預金 証書	フランス	-	2015/ 3 / 20	1,500,000.00	1,497,439.99	1,498,954.66	8.06
6	SCHLUMBERGER FINANCE BV CP (GBP)	ユーロ・ コマー シャル・ ペーパー	ルクセン ブルグ	-	2015/ 4 / 15	1,500,000.00	1,498,226.76	1,498,522.30	8.06
7	DEUTSCHE ZENTAL GENOSSENSCHAFT BANK AG CD (GBP)	譲渡可能 定期預金 証書	ドイツ	-	2015/ 4 / 13	1,500,000.00	1,498,116.07	1,498,471.92	8.06
8	KOREA DEVELOPMENT BANK CD (LONDON) (GBP)	譲渡可能 定期預金 証書	イギリス	-	2015/ 4 / 20	1,500,000.00	1,497,497.33	1,498,358.90	8.06
9	BANK NERDERLANDSE GEMEENTEN (GBP) CP	ユーロ・ コマー シャル・ ペーパー	オランダ	-	2015/ 4 / 28	1,500,000.00	1,497,333.52	1,498,195.00	8.06
10	POHJOLA BANK PLC CP (GBP)	ユーロ・ コマー シャル・ ペーパー	フィンラ ンド	-	2015/ 5 / 20	1,500,000.00	1,497,521.09	1,497,608.07	8.06
11	MITSUBISHI UFJ TRUST & BANKING CO (GBP) CD	譲渡可能 定期預金 証書	イギリス	-	2015/ 4 / 28	1,000,000.00	998,757.98	998,771.94	5.37

<訂正後>

(1) 米ドル・ポートフォリオ（全銘柄）

（2015年5月末日現在）

	銘柄	種類	発行国	利率	満期日	（米ドル）			投資 比率 （％）
						額面金額	取得金額	時価	
1	SUMITOMO MITSUI TRUST & BANKING (LONDON) (USA) CD	譲渡可能 定期預金 証書	イギリス	-	2015/ 7 / 6	55,000,000.00	54,941,807.47	54,983,441.15	9.09
2	KOREA DEVELOPMENT BANK (LONDON) (USD) CD	譲渡可能 定期預金 証書	イギリス	-	2015/ 8 / 28	50,000,000.00	49,958,368.03	49,969,469.89	8.26
3	DEUTSCHE ZENTRAL GENOSSENSCHAFT BANK AG CD (USD)	譲渡可能 定期預金 証書	イギリス	-	2015/ 8 / 14	50,000,000.00	49,950,216.29	49,969,197.37	8.26
4	ALLIANZ SE CP (USD)	ユーロ・ コマー シャル・ ペーパー	ドイツ	-	2015/ 8 / 24	50,000,000.00	49,938,824.94	49,965,042.82	8.26
5	MACQUARIE BANK LIMITED CP (USD)	ユーロ・ コマー シャル・ ペーパー	オースト ラリア	-	2015/ 9 / 21	50,000,000.00	49,946,668.06	49,951,829.22	8.25
6	STANDARD CHARTERED BANK (USD) CP	ユーロ・ コマー シャル・ ペーパー	イギリス	-	2015/ 8 / 6	42,500,000.00	42,437,571.28	42,470,435.16	7.02
7	ZURICH FINANCE INC (USA) (USD) CP	ユーロ・ コマー シャル・ ペーパー	アメリカ 合衆国	-	2015/ 8 / 11	40,000,000.00	39,980,176.50	39,983,441.55	6.61
8	CREDIT SUISSE (SYDNEY BRANCH) (USD) CP	ユーロ・ コマー シャル・ ペーパー	オースト ラリア	-	2015/ 8 / 17	40,000,000.00	39,964,498.20	39,977,775.30	6.61

(2) 英ポンド・ポートフォリオ（全銘柄）

（2015年5月末日現在）

	銘柄	種類	発行国	利率	満期日	（英ポンド）			投資 比率 （%）
						額面金額	取得金額	時価	
1	DEKABANK DEUTSCHE GIROZENTRALE CP	ユーロ・ コマー シャル・ ペーパー	ドイツ	-	2015/ 6 /11	1,500,000.00	1,498,228.40	1,499,786.55	8.55
2	SUMITOMO MITSUI TRUST&BANKING CORP (LDN) (GBP) CD	譲渡可能 定期預金 証書	イギリス	-	2015/ 7 / 6	1,500,000.00	1,497,275.37	1,499,224.70	8.55
3	STANDARD CHARTERED BANK CP(GBP)	ユーロ・ コマー シャル・ ペーパー	イギリス	-	2015/ 7 /23	1,500,000.00	1,496,945.41	1,498,805.72	8.55
4	DEUTSCHE ZENTRAL GENOSSENSCHAFT BANK AG CD (GBP)	譲渡可能 定期預金 証書	イギリス	-	2015/ 8 /14	1,500,000.00	1,497,292.57	1,498,330.42	8.54
5	KOREA DEVELOPMENT BANK (LONDON) (GBP) CD	譲渡可能 定期預金 証書	イギリス	-	2015/ 8 /28	1,500,000.00	1,497,538.29	1,498,194.75	8.54
6	CREDIT SUISSE (SYDNEY BRANCH) (GBP) CP	ユーロ・ コマー シャル・ ペーパー	オースト ラリア	-	2015/ 8 /17	1,500,000.00	1,497,073.94	1,498,168.24	8.54
7	MACQUARIE BANK LIMITED CP (GBP)	ユーロ・ コマー シャル・ ペーパー	オースト ラリア	-	2015/ 9 /21	1,500,000.00	1,497,050.20	1,497,335.66	8.54
8	PRUDENTIAL PLC ECP (GBP)	ユーロ・ コマー シャル・ ペーパー	イギリス	-	2015/ 6 / 5	1,000,000.00	999,631.92	999,947.42	5.70

独立監査人の報告書

ジャパン・ファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ
ミュンスバッハ L - 5365、ガブリエル・リップマン通り 1 B
株主各位

2014年4月30日付の株主総会による任命を受けて、我々は、ジャパン・ファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイの2014年12月31日現在の貸借対照表ならびに同日に終了した年度の損益計算書および重要な会計方針の要約、その他の情報で構成される添付の年次財務書類を監査した。

財務書類に対する取締役会の責任

取締役会は、財務書類の作成に関してのルクセンブルグの法律および規則の要求に従って、年次財務書類の作成および表示についての責任ならびに不正または誤謬に関わらず、重要な虚偽記載のない年次財務書類の作成および表示を可能にするため、取締役会によって決定されるその内部統制についての責任を負う。

公認の監査人の責任

我々は、我々の監査に基づいてこれらの財務書類に対し意見を表明することについて責任を負う。我々はルクセンブルグの「金融監督委員会」により採用された国際監査基準に従って監査を行った。これらの基準は、倫理的な要求の遵守および財務書類についての重要な虚偽記載がないことの合理的な確証を得るための監査計画の立案とその実施を我々に要求している。

監査は、財務書類中の金額やその他の開示についての監査証拠を得るための手続の実施を含んでいる。選択された手続は「公認の監査人」の判断に依拠しており、不正または誤謬に関わらず財務書類の重要な虚偽記載のリスク評価を含む。これらのリスク評価を行うにあたり、「公認の監査人」は現状において適切な監査手続を策定するための企業の財務書類の作成と適正表示に関する内部統制を検討するが、企業の内部統制の有効性に対して意見を述べることを目的としていない。また、監査は採用されている会計基準の適切性および取締役会によってなされた会計見積の合理性の評価とともに財務書類の全体的な表示に関する評価も含んでいる。

我々は、我々が入手した監査証拠は、監査意見表明のための十分かつ適切な基礎を提供しているものと確信している。

意見

我々は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法律および規則の要求に従って、財務書類はジャパン・ファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイの2014年12月31日現在の財政状態および同日に終了した年度の経営成績を真実かつ適正に表示しているものと認める。

アーンスト・アンド・ヤング
ソシエテ・アノニム
公認の監査法人

〔署名〕
クリストフィー・ハース

ルクセンブルグ、2015年 4 月13日

[次へ](#)

Independent auditor's report

To the Shareholders of
Japan Fund Management (Luxembourg) S.A.
1B, rue Gabriel Lippmann
L-5365 Munsbach

Following our appointment by the General Meeting of the Shareholders dated 30 April 2014, we have audited the accompanying annual accounts of Japan Fund Management (Luxembourg) S.A., which comprise the balance sheet as at 31 December 2014 and the profit and loss account for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

Board of Directors' responsibility for the annual accounts

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these annual accounts in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts and for such internal control as the Board of Directors determines is necessary to enable the preparation and presentation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Responsibility of the “réviseur d'entreprises agréé”

Our responsibility is to express an opinion on these annual accounts based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted for Luxembourg by the “Commission de Surveillance du Secteur Financier”. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the annual accounts are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the annual accounts. The procedures selected depend on the judgment of the “réviseur d'entreprises agréé”, including the assessment of the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the “réviseur d'entreprises agréé” considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the annual accounts in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors, as well as evaluating the overall presentation of the annual accounts.

Responsibility of the “réviseur d'entreprises agréé” (continued)

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the annual accounts give a true and fair view of the financial position of Japan Fund Management (Luxembourg) S.A. as of 31 December 2014, and of the results of its operations for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts.

Ernst & young
Société Anonyme
Cabinet de révision agréé

Christoph HAAS

Luxembourg, 13 April 2015

（ ）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。